

申22号 多発するイノシシ（野生動物）との衝突に対する 具体的対策を求める申し入れ 団体交渉②

3. 視認性を確保するため富岡～浪江間の線路沿線の除草を行うこと。また、富岡～浪江間において定期的に忌避剤を散布すること。

回答：除草及び忌避剤散布は必要により実施しているところである。

- 沿線の除草を行うことで、走行中にイノシシを早期発見することが出来ると考えている。衝突を減らすことに繋がるのでないか。
- 忌避剤の散布は行っているのか。

組合

◆ 沿線の除草については、今のところ計画はない。除草の優先順位としては、安全運行、鉄道インフラの健全性となる。除草については、この間も設備職場において必要の都度実施している。

◆ 忌避剤においては、地区指導センターで散布している。また、イノシシと衝突した際は、撤去時に散布を実施している。2019年度から忌避装置の設置を実施してきたところであり、2019年度は設備部で5か所、2020年度は地区指導センターにおいて15か所に設置をしてきた。再開以降1年が経過したところであり、今後も検証をしていく。

会社

4. イノシシ（野生動物）と列車の衝突が多発していることから、関係自治体と連携し、鳥獣被害防止対策を協議すること。

回答：関係省庁へ要望しているところである。

- 関係自治体への要請はしているのか。
- 南相馬市や双葉町などへの要請をしないのか。

組合

◆ 会社から復興庁へ要望をしている。

◆ 会社としては、復興庁へ要請して、そこから関係自治体へとなる。

会社

5. 「イノシシキャッチャー」のこれまでの出勤実績と出勤要件を明らかにすること。また、イノシシ（野生動物）と衝突時における設備社員や地区指導センターの支援体制を構築すること。

回答：「イノシシキャッチャー」を出動させた実績はない。なお、異常時の対応については、これまで同様に必要により支援していく考えである。

- 出勤要件については
- イノシシキャッチャーを導入したのであれば、使用するべきではないのか。
- イノシシキャッチャーを使用できる社員の教育はどのようになっているのか。
- イノシシキャッチャーを導入するにあたっては、高線量区間があるからなのか。
- 支援体制については

組合

◆ 出勤要件については、イノシシと衝突した際に、乗務員などで撤去出来ない場合に使用するものである。これまで使用する機会がなかった。

◆ これまでにそのような機会が発生していない。

◆ 原ノ町の社員、いわきの社員において年間6回定期的に教育を行ってきた。

◆ 全線開通をするにあたり、イノシシとの衝突が想定される中で、ツールの一つとして導入した

◆ 地区指導センターが主であり、必要により関係する系統に協力をお願いしている。

会社



Jr EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組

水戸地本

JTSU-E MITO

MITO MAIL NEWS



HOMEPAGE



Twitter

2021.07.24
No. 008